

令和4年度 第2回水と緑の森づくり会議

日時 令和5年3月9日(木) 13:30-15:30

場所 島根県職員会館 教養室4

議題

- (1) 令和4年度水と緑の森づくり事業の実績見込みについて
・・・資料1
- (2) 令和5年度県民参加の森づくり事業の取組内容に関する意見交換について
・・・資料2
- (3) その他

水と緑の森づくり事業の概要
 ～みず・みどり みまもりはぐくむ 森が好き～

I はじめに

島根県は、県民共有の財産である水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、平成17年度に「島根県水と緑の森づくり税条例」を制定しました。

この税を財源として、荒廃した森林の再生を図るとともに、県民のアイデアと参加により、新たな森づくりの取り組みを行い、県民主体の森づくりが将来にわたり続いていくことを目指して「水と緑の森づくり事業」を展開しています。

II 島根県の森林の現状

1 島根県の森林面積

島根県は、県土の総面積67万1千haのうちの52万8千haが森林であり、その割合(森林率)は、78%と全国第4位の緑豊かな森林県です。そのうち民有林は49万2千haあり、その37.6%にあたる18万5千haは、人工林(スギ、ヒノキ、マツ)で、植栽後46～50年生をピークとした山形となっています。

2 荒廃森林の状況

民有林49万2千haのうち、荒廃した森林が11万8千haあると推計され、これは民有林面積の約24%に相当します。

こうした森林は森林所有者の高齢化、不在村化による経営意欲の減退によるものと思われ、災害等の誘発が懸念されるので、適切な手入れが必要です。

III 現行制度の概要と実績

1 制度の概要

水森税収は、「島根県水と緑の森づくり基金条例」により基金として積み立て、島根県が行う水森事業に充てています。

○課税方式・税率：県民税均等割の超過課税

個人の均等割：500円/年、法人の均等割：5%/年

○期 間：第1期対策 平成17年4月1日～平成22年3月31日（5年間）

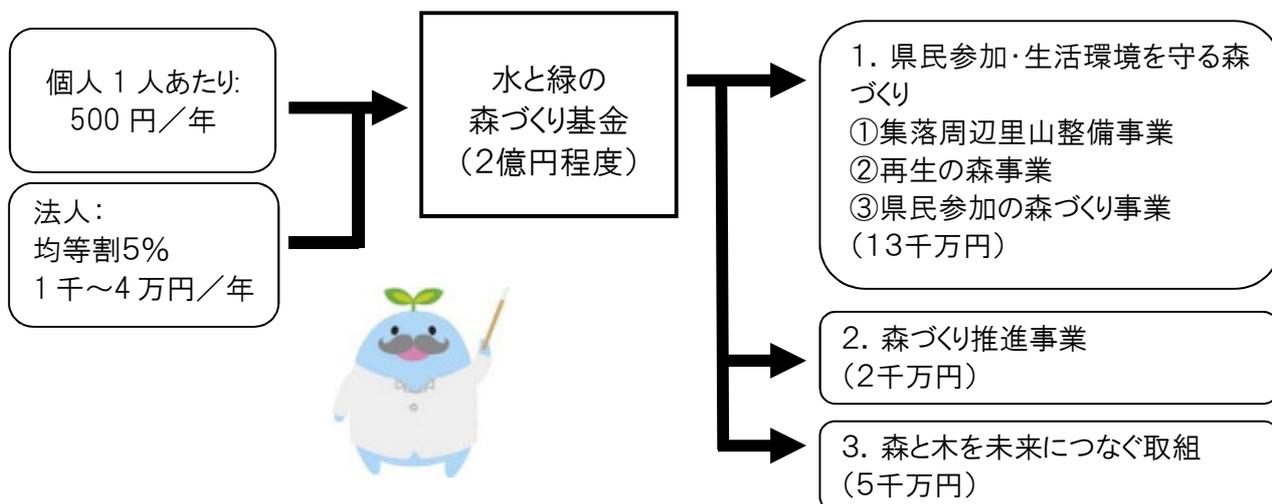
第2期対策 平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）

第3期対策 平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）

第4期対策 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

○税収額：およそ2億円/年

水と緑の森づくり税の仕組み



島根県水と緑の森づくり会議設置要領

1 設置目的

安全で安心な生活に不可欠な「水を育む緑豊かな森」を次世代に引き継いでいくため、豊かな森を保全しながら賢明に利用していく「水と緑の森づくり」に県民のアイデアと参加を基本として取り組んでいます。

このため、「水と緑の森づくり」を着実に推進することについて、広く県民の意見を聴き、「水と緑の森づくり」に関する施策展開に資することを目的として「島根県水と緑の森づくり会議」を設置します。

2 役割

(1) 会議は、次に掲げる事項について討議します。

- 「水と緑の森づくり」において、県民のアイデアを活かすこと。
- 「水と緑の森づくり」において、県民の参加を促進すること。
- 「水と緑の森づくり」が、県内各地で効果的に実施されること。
- その他、「水と緑の森づくり」の着実な推進に関係すること。

(2) 県は、会議の意見を踏まえて、「水と緑の森づくり」に関する施策を展開します。

3 組織

(1) 会議は、公募又は指名により選ばれた県民で構成し、7人以内の委員で組織します。

(2) 委員は、知事が委嘱します。

(3) 委員の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任ができます。

4 会議

(1) 会議は、県が招集します。

(2) 会議は、委員の過半数が出席する場合に開催することができます。

(3) 会議の議事進行は、県の担当職員が務めます。

5 会議の庶務

(1) 会議の庶務は、県農林水産部林業課において処理します。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から適用します。
- 2 この要領の一部改正は、平成18年3月13日から適用します。
- 3 この要領の一部改正は、平成22年2月1日から適用します。
- 4 この要領の一部改正は、平成30年4月1日から適用します。

令和4年度 水と緑の森づくり事業（実績見込み）

1. 県民参加・生活環境を守る森づくり

(1) 集落周辺里山整備事業

【事業内容】

緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、集落住民と森林の専門家により集落周辺の里山を点検し、里山林の荒廃状況に応じた森林整備を行う。

【実績見込み】

20 集落

施業面積	不要木の伐採	10.26ha
	竹林伐採	5.13ha
	植栽	4.12ha
	その他（作業道の開設、除伐等）	



集落周辺里山整備事業（点検・診断）

(2) 再生の森事業

【事業内容】

10年以上間伐等の森林整備が行われていない36年生以上の人工林において不要木の伐採などを行い、荒廃した森林を再生させ公益的機能の回復を図る。

【実績見込み】

現在の見込み面積	①不要木伐採	171.79ha
	②侵入竹伐採	3.47ha
	③竹林伐採	3.86ha
	④広葉樹植栽	0.30ha



集落周辺里山整備事業（再生・保全）

(3) 県民参加の森づくり事業

【事業内容】

県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組みを支援する。

【実績見込み】

今年度採択件数	合計	29件（新規 21件、継続 8件）
（メニュー別）	①森を保全・利用する取組	18件
	③森で学ぶ取組	11件



再生の森事業（実施後）

2. 森づくり推進事業

1) 森づくり情報発信業務委託

情報誌「みーも通信」を2回発行（40,000部）

2) 水と緑の森づくり会議

令和5年3月に開催し、意見交換等を実施。

3) みーもサマースクール

6～10月にふるさと森林公園（松江市宍道町）、県民の森（飯南町）、匹見峡（益田市匹見町）他において、保育所、幼稚園、学童クラブ、特別支援学校等の子ども達を対象に森林体験教育を実施。

参加団体数23 参加者数692名（子供487名 大人205名）



県民参加の森づくり事業

4) しまね森林活動サポートセンター

森づくり活動への支援を受けたい人へ専門家（サポーター）を派遣し、技術支援を実施。保育所、公民館等30団体からの要請があり、のべ83名のサポーターを派遣。

3. 森と木を未来につなぐ取組

(1) 高校生に向けた林業就業講座事業

【事業内容】

高校生を対象に林業講座や体験実習を通じ、林業の担い手としての進学や就職へつなげる取り組みを支援する。

【実績見込み】

活用学校数 22校（参加者数 1,222人）※延べ人数



林業就業講座事業

(2) しまねの山をつくる種づくり・苗づくり事業

【事業内容】

しまねの森を育む優良な林業用種子や苗を安定的に供給するための取り組みを実施する。

【実績見込み】

成長が良く材質にも優れた新たな品種の種子を生産するため、特定母樹採種園を整備。



特定母樹採種園

(3) しまねの森と木の魅力を伝える事業

【事業内容】

しまねの森と木の魅力を県内外に積極的に発信するとともに、森づくり体験や森林ボランティアの活動拠点の整備を行う。

【実績見込み】

県立ふるさと森林公園内の支障木伐採、緑化見本園植栽配置図作成等。



県立ふるさと森林公園

令和5年度県民参加の森づくり事業の選考について

(趣旨)

第1 県民参加の森づくり事業を選考するにあたり、県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び県民参加の森づくり事業費交付金実施要領（以下「実施要領」という。）に定められているもののほか、必要な審査事項及び「水と緑の森づくり会議」での評価事項については以下のとおりとする。

(決定方法)

第2 県は提出された提案書の内容を第3の審査基準により審査し、別紙「令和5年度県民参加の森づくり事業評価票」の評価の視点にもとづく「水と緑の森づくり会議」での意見、評価を踏まえ、予算の範囲内で決定する。

(審査基準：資格審査)

第3 県による提案書の審査は、次の項目で行う。

審査機関	審査項目	審査の視点	審査結果
林業課	① 交付対象者としての適格性	1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解しているか 2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動しているか 3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められないか 4) 事業に関係する会計及び経理を明確に行えるか 5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できるか (実施要領第3)	(適正か)
	② 事業の実施基準	1) R5年度内で完了する事業か（保全・利用はR6.1月末） 2) 対象森林は国有林を除いているか 3) この事業により得た若しくは得る予定の交付金を運転資金として利用しないか 4) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないか 5) 各種法令に違反していないか 6) 県内で実施するか 7) 既に事業実施をしていないか（事業実施要領第4）	(適正か)
	③ 必要書類	1) 必要書類は全て提出されているか	(適正か)

※ 審査は「水と緑の森づくり会議」の事前及び事後において林業課にて実施する。

※ 林業課において相手方に内容確認を行う。

令和5年度県民参加の森づくり事業提案書の意見照会について

水と緑の森づくり会議事務局（林業課）

県民共有の財産であり、未来からの預かりものである緑豊かな森を、県民自らのアイデアと参加で育み、次世代に引き継ぐことを目的とした「県民参加の森づくり事業」（県民提案型事業）について、その採択あたって事前に水と緑の森づくり会議での御意見をいただくこととしています。

これは、水と緑の森づくり会議委員の皆さんの御意見により、「森づくり団体」（提案団体）の取組が、バランスのとれたより良い森づくり活動となることを目的としています。

そのため、水と緑の森づくり会議委員の皆さんには、別紙の「令和5年度県民参加の森づくり事業評価票」に総合評価を記入いただき、これまでの経験に基づくアイデアやアドバイスをいただきたいと思います。

なお、総合評価の区分はA～Cとして、「B=普通」を基準に評価願います。

アイデア等については、29件すべての提案にいただく必要はありません。
いただいたアイデア等は、全団体に向けて、今後の取組方法の見直しや次年度の提案書作成時の参考としていただくために情報提供します。

補助対象経費や補助金額の審査は、県民参加の森づくり事業実施要領に基づき事務局で行います。

会議終了後、いただいた総合評価を参考とし、交付金額を決定します。

なお、総合評価の結果のみで直ちに不採択になることはありません。